

県議代理人離脱についてご報告

2010年12月31日を持って、緑区選出の県議代理人、川本幸立が市民ネットワーク千葉県を離脱し無所属となりましたことをご報告いたします。

改選まであと3カ月を残しての、一方的な離脱通告でした。2007年4月から3年9カ月を、ネットの議員ということで信頼し、相談されたり、情報提供などをしていただいた方々に、このような結果に至ったことをご詫びいたします。

ネットを離脱する理由として、「ボランティア議員にはなれない。議員は専門性を備え経済的に自立する」ことから、「代理人の負担金について市民ネットワーク千葉県と異なる思想・信条を持つに至ったこと」としています。

ネットは議員の活動費を年額で定めています。議員報酬から、県議の場合は320万を本人の活動費とし、公租公課の支払い後、ネットの運営や市民活動支援に活用しています。

議員だけが活動をしているのではなく、ネットの仲間やそのテーマの専門家、地域に根付く市民団体の方々と力を結集し、市民の意見が「代理人」という媒体を通して「政策決定の場」に出されていくのです。これが市民ネットワークの存在意義であり、市民参加の体現と言えると思います。

本来の議員報酬である1400万円の活動は議員一人の頑張りではなく、仲間たちやアドバイスをくださる方で作りあげ初めて実現するものだ、とネットは考え活動しています。

このネットの根幹を理解し、共に活動することを約束（契約）してネットの県議として擁立した経緯があります。また、川本氏には、主に家計を担う者への手当として年間60万円を活動費320万円に加算し、計380万円が支払われていました。

これらは全て本人合意のもと代理人契約を結んでおり、選挙直前になって異議を唱えてきた氏の言動には驚いております。と同時に、川本氏から示された離脱理由での一方的な通告にはまことに残念な思いしております。

統一地方選を控えたこの時期に、ご支援いただいているみなさまにはご心配をおかけしたことをお詫びしますとともに、このような状況をご理解いただけますようお願い申し上げます。

2011年2月21日

市民ネットワーク千葉県

共同代表 大野 博美

小西由希子

竹内 悦子